

【新制度】自衛消防訓練の認定がスタート！

～山形市市民防災センターでの体験学習が「消防訓練」として認められます～

山形市消防本部では、市民防災センターでの体験学習を、消防法令に基づく「公式な消防訓練」として認定する制度を開始しました。より実践的な防火・防災対策をこの機会にぜひご活用ください！

📌 選べる2つの訓練スタイル

以下のいずれかの訓練で認定を受けることができます。

① 事業所が単独で行う場合

- ・ 要件： 管理権原者または防火管理者を含む3名以上で参加。
- ・ 日程： 事前予約により随時受付。

② 消防本部が開催する「公募型」に参加する場合

- ・ 要件： お一人さまからの参加でも「消防訓練」として認定！
- ・ 日程： 11月以降の開催を予定しています。

📌 認定のための共通要件

- ・ 対象エリア： 山形市消防本部管内（山形市、山辺町、中山町）の防火対象物。
- ・ 訓練時間： 合計で60分以上。
- ・ 訓練内容： 避難訓練、通報訓練、消火訓練、地震体験など。

📞 お申し込み・お問い合わせ

事前予約制です。お電話にてご連絡ください。

- ・ 制度の詳細や法令について 消防本部 予防課 023(634)1195
- ・ 訓練のお申し込みについて 市民防災センター 023(643)1191